

輸血拒否される方へ

宗教上の理由による輸血拒否に対し「相対的無輸血」の方針に基づき対応いたします。

宗教上の理由による輸血拒否に対する対応

奥州市総合水沢病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、以下のように対応いたします。

1. 当院では、いかなる場合においても「相対的無輸血治療」を施行します。
2. 宗教上の理由で輸血拒否を望む患者さんに対して、そのことが理由での診療拒否は致しません。
3. 免責証明書など「絶対的無輸血治療」への同意文書には署名いたしません。
4. 相対的無輸血治療に同意いただけるよう努めますが、最終的に同意が得られない場合は、他院での治療をお勧めします。
5. 出血性ショックなどによる瀕死の病態で、輸血以外に救命の手段がないと判断される緊急の場合は、手術同意書・輸血同意書が得られない場合でも救命のための手術、輸血療法を実施いたします。

絶対的無輸血 :	患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。
相対的無輸血 :	患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血を行うという立場・考え方。